

近代中央集権的国家権力形成の先駆

(一)

——絶対王政期を主として——

河野秀壽命

巨大なる官僚的軍事的組織をもち、広大にして精巧な国家機構をもつ執行権力、五十萬の軍隊にならぶ五十万の官僚軍。網の目のごとくフランス社会の体にからみつき、すべての毛穴をふさぐおそろしい寄生体

K・マルクス『ルイ・ボナパルトとブリュメール十八日』より

I

中世における封建領主層による重層的・分権的な政治支配構造の遠心化傾向と、その傾向を補完する意味における普遍的で求心的な支配権力としての皇帝権・教皇権に抗し、かつ中世末期の等族国家 *Ständestaat*⁽¹⁾ の国制を克服すべく成立したのが、近代国家の祖型としての絶対王政 *Absolute Monarchy* である。中世末期、王権の伸張は、これに伴う国家経営の合理化と集約化の要求により、国家権力への政治権力の集中化と強大化を招來した。王権は、旧来

近代中央集権的国家権力形成の先駆(一)

の封建的諸集団の諸特権を廃止し自立性を奪取して、自己本意下の権力配分を強行した。

絶対王政の成立における公権力の国家権力への一元化を促進し、王権支配の具として著しい働きをなしたもののが、官僚制と常備軍である。この期に、我々の時代にまで連なる国家官僚制と常備軍が形成された。これらを用いることにより王権は、広い地域にわたり自己の支配を貫徹させ、人々を自己の目的に動員し得、貴族層や農民層の武力反乱を鎮圧し、国内全域に安定・秩序・平和をもたらし得た。

絶対王政期に本格的に開始された官僚制と常備軍による国家権力への集権化は、近代国家において更に進んだ。市民革命により、旧来から社会に多様に存在した中間団体の廃止は、一方に等質・原子論的・形式的平等な個人の抽出と、他方の極に、巨大な国家権力の樹立という危険でアンバランスな併立状態を作った。⁽²⁾ 支配の具としての官僚制と常備軍は、さらなる発展と強化がなされ、それ自身が支配者の地位にあるかのような観を呈した。この二つの強制権力装置により近代国家は、一定の領域内において、排他的支配を貫徹し、私的な集団や個人による物理的強制力の恣意的な行使を許さないアンシュタルトな団体となり得た。近代国家の権力公使は、制定法としての《公法》に依拠し、《官僚》を手段として行なわれる行政活動により統治される形態をとった。これ（Verwaltungsstaat・Polizeistaat）こそは、絶対王政により本格的に開始され、次の近代国家に引きつがれ全面的な発達となつたものである。

又、同時に、この十五～十七世紀の絶対王政期こそ、各国君主の勢力角逐による領土拡張により、戦争状態の恒常化を生み出した時代であった。王権は、王国内の一体性と完結性を促進し（ナショナリズムの萌芽）、王権以外の権力の王国内への介入を極力排除した。これに中世キリスト教的普遍的世界 Republica Christiana が崩壊し、各王国」と分裂した。近代的意味の主権国家の競合状態 Western State System もいう国際関係が生まれた時期

であった。

私は、以下の考察において、絶対王政の近代国家に連続する近代的な側面を強調するがそれは決してこの時期が近代への連続的発展への直線的・過渡的な時期でしかなく、古い封建的なものが打倒され、新しい近代的なものが一方的に形成されていくと単純に理解されてはいけない。この期は、封建的要素と近代的要素が複雑に結合し、非常に錯綜した時代相を呈示するところに特質がある。私は、この小文において、この期の近代性と限界性を素描し、後代への影響を記述することをめざしている。

但し、絶対王政として主として取り挙げるものは、イギリスのテューダー朝、フランスのブルボン王朝のルイ十四世期まで、プロイセンのホーエンツォレルン家の三代の高名な君主（フリードリヒ・ヴィルヘルム、フリードリヒ・ヴィルヘルム一世、フリードリヒ二世）のそれである。同じ絶対王政として、ピョートル大帝からエカテリーナ二世のロマノフ王朝、我国の明治期から一九四五年の敗戦期は、ここでは除かれている。⁽³⁾

なお、以下の論述は次の順序で進める。IIでは、中央集権的国家権力形成の担い手たる王権拡大の歴史過程を、IIIで絶対王政期に形成され、近代国家で確立される要素（主権・官僚制・常備軍）を個々に考察する構成である。

(1) ゲルハルト・エーストライヒによれば、ドイツ語の絶対主義 *absolutismus* という言葉は、一八三〇—四〇年代に自由主義者のグループにより作られた造語であるとされる。それは、自由主義的国家の反対物で、統治者の専制・絶対性を標示し、打倒すべき・軽蔑すべきニュアンスをもっていた。この言葉が、他のヨーロッパ言語にも波及使用されるようになったものとされている。この言葉は、常にネガティブな意味を表わすものであった。英語では、*absolutism* と *despotism*（専制主義）が同義語として用いられた。エーストライヒ「ヨーロッパ絶対主義の構造に関する諸問題」F・ヘルトウング、R・フハウス、成瀬治他訳『伝統社会と近代国家』岩波書店 二二三二～二三四頁。なほ、英語の *absolutism* の初出は、Oxford

English Dictionary によれば、Gen Perronet Thompson が一八四一年に用いたとされる。reprinted p. 18°

(2) 伝統的制度の破壊により生まれる國家權力の巨大化の危険性を強く指摘したのが、エドモンド・バーク（一七二九—一七七）であった。彼は、*Reflections of the French Revolution* (1790年) で、人間の自由は、フランス革命が目ざすような単純な原理や教義にもとづいて導出されたものではない。単純な理性萬能主義に元づく政治変革だけでは、人間の自由や理想的政治社会の構築できないことを主張した。彼は、伝統的制度・慣習の内に、政治的叡知を読み取り、よりに政治的自由の母胎や人間自由の帰属点が有ると言う。革命による一夜にして、これらを廢止・破壊は、表面的形式的には、自由と平等な人間を生みだすが、これらの人々は、自己がどこに所属し（アイデンティティの喪失）、どう自由を主張したらいいのか解らなくなる。人は、個々人に分離し根無草的存在となつた。人は、社会的中間諸団体という国家權力からの緩衝体が廢止された結果、巨大な国家權力の前に、無防備で、しかも分散孤立した姿で立たしめられる。平等化の前進は、人をして容易に權力操作の対象たらしめ、權力にとりこまれるものとする。彼は、平準化の進行は、国家權力が、すべての分野を管理統制する全体主義權力になり得ること、自由をめざす革命が、不自由と抑圧体制を生み出す危険を、指摘した。彼により提起されたデモクラシー化における專制化の発生問題は、アレクシス・トクヴィル（一八〇五—五九）により、更に精緻な理論と広いベースベクトリ化から攻究された。ヨーロッパ社会の来るべき社会を、新大陸アメリカ合衆国に見、民主社会が必然的に内含する危険性を、*De La Démocratie en Amérique* で、ルイ・ナポレオンの人民投票的專制政治の経験は、彼をして、*L'Ancien Régime et La Révolution* で、デモクラシーに潜む、專制權力発生への不可抗力的な傾向を、長いフランスの歴史的視座から論じさせた。彼、トグヴィルのデモクラシーへの不安は、彼の影響下にあつたJ・S・ミルをして、*On Liberty* における、『多数派の專制 the tyranny or despotism of the majority』=大衆化社会の問題として、その欠陥を論じさせた。我々は、ハリに、十九世紀での、不可避的に進められる民主主義化の潮流に抗し、デモクラシーの病理をすくすく思想家の一群を擧げうる。それは、先のアレクシス・ド・トクヴィル、J・S・ミル、ヤーコブ・ブルックヘルト、フリードリヒ・ニーチェを、その代表的思想家として呼び得る。彼等の視座は、二〇世紀前半のヴィアフレード・ペレート、ガエターノ・モスカ、ロベルト・ミヘルス等の分析に、強い結びつきを見出せぬ。

(3) なぜ、ロシアと日本の絶対主義体制が、ここで除かれている簡単な理由を述べるところである。テューダー朝・ブルボン朝・ホーリンツォレン家の絶対王政は、それぞれの国家体制内部に重大な差異が存在することを無視されはいけないが

(これこそが、この小文で検討される大きな問題である)、ともに中世ヨーロッパ封建社会の中核地域（フランク王国の中心地ロワール・ライン両河間）に内含、または近接した地帯で発達した王権であり、ほぼ同じような前提条件に置れていた。それが封建制克服過程において差異が生まれ、後の政治・社会・経済体制に大きな違いの原因を胚胎せしめた。これら三国の絶対王政化は、その時代を違にしているが、相互に強い影響の下に形成された。これに比して、ロシア・日本のそれは、資本主義経済が発達し、世界市場の成立の後に、後発資本主義国家として、封建遺制を強く残存させた権力構造を持ち、自己の国家権力の防衛と拡大のために採用させられたのが絶対主義体制であった。先に挙げた西ヨーロッパの三つの絶対王政と、日本・ロシアのそれを較べて、同じく絶対主義体制と呼び得るゆえにその類似性を多く指摘し得るが、その置れた経済発展の程度と封建制度の残存性により区別して考えていく方が、学問的には有意性を持つのではないかと思うゆえである。

なほ、西ヨーロッパで形成された絶対主義を分類して、ヴィルヘルム・ロッシヤーは、興味ある三つの類型を提示している。①「宗教的絶対主義」、スペインのフェリペ二世に代表され、政治体制が宗教と深く結びつき、王権は、自己の宗教を領土内に強制する。②「宮廷的絶対主義」ルイ十四世に代表され、享楽的・芸術的関心の強い官廷文化が花開いた。③「啓蒙的絶対主義」プロイセンのフリードリヒ大王、オーストリアのヨーゼフ二世に代表される。相対的に遅れた体制を改善すべく、王権による臣民の教導面が強い。王権がリーダーシップを振る政治体制である。これらは同時に①→②→③というふうに歴史的発展段階を示すものである。（成瀬治『大世界史13』文芸春秋二八一～二八二頁）

この類型は、各国の絶対王権の特徴をうかび上らせるには有効ではあるが、どの国の絶対王政も、上述の三類型のそれぞれの特徴を含んでいた。どの要素が強いかにより類型化したにすぎない。

II

中世の末期（十四～十五世紀）、王権は、自己権力の拡大強化と王国内外における専断的政策実行を防害する二つの方向からの大きな障害を除去しなければいけなかつた。一つは外側からのもの、超越的で普遍的権力としての教皇権と皇帝権であり、もう一方は、内側からのもの、封建領主層の伝統的特権をたてとする反抗であつた。王権は、こ

れら勢力の障害を、弱体化乃至除去することなくしては、自己権力の絶対化は望めなかつた。それゆえに王権と、この三つの勢力との闘争が、この時期の基本的政治情況を形作つていた。

まず我々は、王権が対抗しなければいけなかつた三つの政治勢力についての検討をする。これから論を進めて、(1)教皇権 (Sacerdotium) 中世的世界において、殊に十一世紀末から十二世紀にかけてのグレゴリオ七世(在位一〇七三—一〇八五)の叙任権闘争 Investiture Struggle⁽¹⁾ に端を発し、これに随伴して引き起された大いなる変革=「教皇革命」 Papal Revolution⁽²⁾ は、新たな政治狀況を作り出した。それは、聖的秩序 Ordo Spiritualis と俗的秩序 Ordo Temporalis の明確な分離、聖権 Sacerdotium の俗権 Imperium・Regnum に対する優越を帰括させた。この変革過程を経て、教皇のキリスト教社⁽³⁾ Corpus Christum における最高性・絶対性が確立された。教皇は、自己権威の絶対性の教義を作り、皇帝・王侯君主等の世俗権力を自己の足下に従属させた。ノンに教皇=靈的権威による世俗権力職の改廃の自由を得しめた⁽⁴⁾。ノンに教皇絶対性の教義とは、中世の伝統的な考え方、つまり聖権と俗権の二元的支配体制論=両剣論 Theory of Two Swords を改變し、教権による二元的・絶対的支配の論理=「至上権」 Plenitude Potestatis⁽⁵⁾ である。この理論を作り出すのに活躍したのが教会法学者 Canonist であり、教皇自身もボローリア法学校で教会法の研鑽を積んだ法学者出身が多くを占めた。アレクサンデル三世、インノケンティウス三世、インノケンティウス四世、ボニファティウス八世等が、この例として有名である。

ならば、この教権優越性は具体的にはどのように規定されていたかを、中世教会法の父として著名なグラティアヌスの編纂した通称『グラティアヌス教会集 Gratianus Decretum』(この本)では、教会法の歴史上、最も権威と名声を保持し、後代に絶大な影響力を与えたものである)を見てみると、そこに次のような記述がある。⁽⁶⁾

「君主の法は、教会の法に優越すべきでなく、それに従うべきである」

「皇帝の勅法は、教会法を廃止しえない」

「司祭職に属するものが、王たちによって篡奪されではいけない」。

「国王の法廷は、司祭の権力に服している」

「」のよる思考論理のしからしめるところでは、世俗権力は、靈的權威（教皇）によりその權力を担保・正当化されなければならないものとなつた。従来の伝統的な考え方、中世初期からカロリンガ朝期に廣く認められていた世俗權力の独自の神聖な性格（皇帝権・王権は、神から直接に与えられた神聖な權力的存在である）は、否定され、教皇の正当化という媒介を介してのみ、その權力と權威を持ち得るものとなつた。これが教皇による世俗事項全般への介入 potestas directa in temporalibus となり、皇帝・王侯君主への指導・監督という名の支配の根拠となつた。盛時教皇制の姿は、インノケンティウス三世（在位一一九八—一二一六）の「見よ、われこの田、汝をもろもろの国民と王国の上に立てる者とし、根絶やすむ打ち破るも、滅ぼすも覆えすも、建つると殖すも意のままになさん」⁽⁷⁾ という言葉に端的に表わされてゐる。

教皇が世俗事項への全般的な絶対權を保持する教説をテオクラシー Théocratie と呼び、中世の政治世界の根本イデオロギーの一つである。⁽⁸⁾ 「」のテオクラシーに説れる如く、現実の教皇は、西方キリスト教世界における唯一・最高・絶対・独立の權威と權力を持つた。彼の力には、神以外の如何なる者の掣肘を受けないもの、彼は地上における「キリストの代理人 Vicarius Christi」⁽⁹⁾ やはり「神の代理人 Vicarius Dei」⁽¹⁰⁾ と称した。

教皇は、自己を頂点とする整然たる集權構造をもつ教会支配体系を作り上げた。ローマには、中央管理行政機構と

この教皇庁 Curia Romana が整備された。これは、聖省 Congregaciones 裁判所 Tribunalia 秘書官 Officia などに代表されるような専門部局化が進められてきた。これら専門分化した諸聖省・諸官庁は、枢機卿 Cardinal が、その長として管理運営をなした。枢機卿は、教皇に任命される彼の最高顧問であり、教皇を選出する権利をもつ、教会行政全般を分担補佐する合議体を構成していた。そしてこれら諸官庁には、多くの教会官僚が存在し、彼らは合理的な運営を行っていた。又、教会行政管区は、上から大司教区 Archidioecesac、司教区 Dioecesae、小教区・聖堂区 Paroecia と細分化され、それぞれに、大司教 Archiepiscopus、司教 Episcopus、主任司祭 Parochus を置く、管理監督をなした。これに相応して、助祭・司祭・首席司祭・同教・大司教・首都大司教 Metropolanus・総大司教 Patriarcha の順で上位の行政・司法裁判権 Potestas Administrativa, Potestas Jurisdictionis やむの精緻な教職階層制 Hierarchy-Hierarchy を作り上げた。そして最高・最終の裁判権 Supremam et plenam Potestatem Jurisdictionis は、全教会の総大司教たるローマ教皇が保有していた。

教会の権限には、主として次のようなものがあつた。(イ) 税 Tithes を徴収する。(ロ) 教会裁判権 Ecclesiastical Jurisdiction を行使する。聖職間を含むすべてのキリスト教徒の争いは、最終的には教皇により裁決される。よってすべての訴訟は、教皇への上訴権を認められていた。このために訴訟当事者をローマに召換であった。歴史的に見れば、訴訟案件の増大は、この裁判の基準としての教会法の編集を促し、膨大で精緻な教会法研究が集積された (Decretist, Decretalist の活躍)⁽⁹⁾。このことは、訴訟技術の発展と、教皇庁内の裁判機構の著しい拡大と発展を促し、世俗権力の機構にも深い影響を与えた。(ア) 民衆の監督・教導権。信徒の宗教生活の内容を決定する (教学権・宗規監督権・異端審問権)。秘跡賦与を介して、民衆の生涯を管理する。洗礼・婚姻・死亡を記録する印籍は教会により保有されてお

り、公教育活動と慈善は、教会が独占していた。又、人は教会暦に従つて一年間の労働配分をするに示されるようにすべての社会・経済生活においても教会の規制に従つていた。このように、人は生誕から死亡までの一生涯をキリスト教徒として教会の監理・指導下にあつた。(二)政治的な争いへの直接介入。教皇の至上権より生まれるものと考えられた。教皇は「教皇教会書簡 Decretal Letter」を、また、より厳格な遵守を要求する「教皇勅書 Bull」を発して、自己の命令を下す。命令に従わすために破門 Excommunication の威脅や実施、教皇特使 Legatus を派遣し、時としで教会軍を起⁽¹⁰⁾す」ともあつた。

このような教皇制下の教会の姿——自前の行政的組織をもち、教会法という法により支配する中央集権的統治構造——は、あたかも近代国家と同様の要件を具有している感がある。近代国家形成の範例として教皇制という考えは、つとにJ·N·フィギス、W·メートランド等の多くの学者により指摘されている。⁽¹¹⁾

以上のように、中世カトリック教会は、全てのキリスト教徒を出生と同時にその構成員に加え、死亡の後、天国に致る道までも支配し、人々の日々の日常生活のすみずみにまで支配が貫徹していた。しかもその支配が、教皇を頂点とする合理的・アンシュタルト的な集権的教会官僚組織により整然たる体系性をもつて行なわれていた。

すべての人間関係は、政治的関係もその例外ではなく、キリスト教徒であるという共通事項の上にこの世界は成り立つてゐる=Corpus Christium と観念されていた。これに破門の有効性がある。

よつて王権は、自己権力の増大強化のために、国内の全権を把握し、人々をして王権の目的に動員しうるためには、この普遍的・上級権力としての教皇権の介入を排除し、王国内の教会を自己の権力下に置くことは、絶対必要な要件であった。

皇帝権 (Imperium) もとに、もう一方の教皇権と併立する普遍・上級権力としての皇帝権とは、如何なるものであったか。

皇帝権とは、理念上中世ヨーロッパ世界においても、全てのキリスト教徒の支配者かつ保護者であった。彼は、いつの日か神が再びこの地上に姿を現わすまでは、この地上の神の代理として支配する、神の第一のしもべであるとされた。古代ローマ帝国の皇帝権の觀念を引き続いた考え方では、現世の支配は、皇帝の手により完全に行なわれる。

皇帝は、あたかも神自身の如く振い、世界を統治する者であった。「專制君主にして世界の支配者 Autokrator and Kosmokrator」たる皇帝は、あらゆるものから超越する神聖な権威を持つ (＝皇帝教皇主義 caesaropapism) 存在である。教皇でもえ、彼の下でその地位と権威が保全されるべきものであると考えられていた。⁽¹²⁾

」のような皇帝権の姿は、G・イエリネクの古典的な記述に明瞭に示されているので、それを引用すれば、⁽¹³⁾「

「公式の理論では、法的には、すべてのキリスト教国家はローマ帝国に服せしめられていた。厳格な意味において皇帝だけが支配者であり、皇帝だけが法律を制定し、皇帝だけが完全な権力 Plenitude Potestatis、君主の包括的権力が帰属する。現實生活を完全に無視して、皇帝がすべての他の世俗的権力に対して優位しているという思想が、すでに皇帝が空虚な影にすぎなくなってしまった時点においてさえも、固守された。皇帝は全地球の主人や君主でない」ということを主張する」とは異端であると、バルトルスは説いており、古典の教養を受けて後に教皇となつたピオ二世もまたフリードリヒ三世にすぐりの民族は、法上当然に皇帝の臣民であると書いている」

全地上の最高権力者にして支配者たる Dominus Mundi 皇帝は、王を自己の地方長官と見なした。国王たる称号を与える権能は、彼だけが保有するとした。ローマ法上の皇帝権理論を援用し、強盛を誇った皇帝には、歴史上多く

の著名な人物が輩出した。例えば、〈カノッサの屈辱〉の主役ハインリッヒ四世（在位一〇五六—一〇六）、有能で精力的な政治人たるフリードリヒ・バルバロッサ（在位一一五二—九〇）、生きている時から神話的人物と称され、極めて特異な才能を發揮し、魅惑的な人物でありブルクハルトをして「王座に位した最初の近代的人間」と言わしめたフリードリヒ二世（在位一二一二—一二五〇）など、ヨーロッパ中世政治史の主役を生んだ⁽¹⁴⁾。

しかしフリードリヒ二世の死は、この最高権力の決定的転換点＝没落の開始点を意味した。彼の後は、その正統な後継者を選出できないことになった。世に言う大空位時代（一一五六—一二七三年）の到来である。この理由は、長年にわたる皇帝のドイツ本国の国内問題のなおざりであり、それが各領邦の興隆と、独自権限の強化を招來した。ドイツは、領邦的分裂に落ち入り、皇帝権は自分の足元からくずれていった。そして、皇帝権弱体の他方もつと大きな理由は、ヨーロッパ諸王国、イギリス・フランス・アラゴン・カスティーラ等々の諸国家の大きいなる強大化に伴う、普遍的権力としての皇帝権の衰退であった⁽¹⁵⁾。殊にフランス王権のヨーロッパ政局における強大化であった。十四世紀にいたれば、教皇権の対抗者の主役は、皇帝権よりは、フランス王権に交替した（アナニ事件を見よ）。なほ皇帝権の衰退の内にも時として普遍的最高権の復活への再燃が認められる。例えば有名なものとしては、十六世紀中頃のカール五世の登場である。しかしこれとても、一つの偶然が生みだしたものであり、真なる権力基盤からの復活ではなかった。当時ヨーロッパ政局の動向、新興国民国家形成とそれらの相互の角逐という時代状況では、一つの時代錯誤であった。この復活を称して、F·A·イェイツは、Revived Phantomと呼び、その現実性のなさを指摘している⁽¹⁶⁾。」のように、皇帝権の内外諸要因による衰退は、諸王権の存立やその政策遂行に対して重大な障害にはならなくなつた。しかし、我々は、この皇帝権によつて示された《君主制の理念》が、各国の王権の理念と権限の内にその影響

を明瞭に認め得る。皇帝権により主張された世俗権力の独自性とその正当性の論説は、そのまゝ王権の教皇権への反抗を正統化する主張に援用されてゐる所を見出る。それは「王は王国を統治して皇帝である Rex in regno suo est imperator」や「王は神と彼をのぞいてなほのにあ服せなし」等の主張にその例示を認める。又、皇帝権の元でのローマ法官僚の活躍や、彼により庇護された思想家、ペドゥア・マルシリウス、ウィリアム・オッカムのテオクラシイ全般のすねどゝ批判と、俗権の存立の正統化理論は、近代政治思想を切り開くのに多大なる貢献をなさしめた。

以上の如き以下の別の場所でわざと問うてはみる。

領主権 (Grundherrlichkeit) 次に王権を掣肘する所は、一つの有力要因としての封建領主層の存在について論ずる。

封建制 Lehnswesen・Feudalismus とは、多くの概念規定があり明確ではない。⁽²⁾これを以下概略的に畳うといふ。(2)。上級封主から封臣に与えられる封土 Fief を媒介に《Benefzialwesen 法貴制》、それくの反対給付としての軍事的奉仕・忠誠をなすりとを主軸とする個々人別の私的双務契約《Vasallität 主従制》から成り立つ身分制ヒュラルヒー社会を示す。そして、又、社会経済的には、この社会の基礎単位は、莊園 Grundherrschaft, Manor, Seigneurie と呼ばれるものであった。莊園は、莊園領主 Landlord, Gundherr, Seigneur と莊民から成り、莊民の多くは、法律上農奴 Serf または隸農 Villein と称されるのであった。彼ら農奴は、土地に縛りつけられ、村落共同体規制に従い、封建地代たる賦役を払うことを強制された(他にも遺産税・婚姻承認料・人頭税などの諸種の税を払う)。移転・職業選択の自由のない存在であり、日常の瑣事におても規制に従って生活していた。彼らは、直接的に領主の専断的な裁判権 grundherrliche Gerichtsbarkeit, Justice fonciere に服し、国王の裁判権の保護は受けられない。領

主の保有する裁判権・課税権・刑罰権などの公権の私有は、軍事権の私有とあいまって、彼らの自律化を促し、イムニテートの特権《*Immunität* 不輸・不入の特権》を得ることにより、領主層の分立割拠の傾向は、一段と強(21)まつた。このような時代では、王とは封建領主の一人一同位者内の第一人者一でしかなく、特別な大権を持つ最高封建領主であった。王の権力は、封建領主層による公権力の奪取により、弱体化しており、王の威令は、極端な場合には、直轄地にのみ限定されることもあった。土地と人民の直接支配は、莊園領主にゆだねられ、人民の忠誠と服従の義務は、領主に向けられていた。王の間接支配は、「余の封臣の封臣は余の封臣にあらず Hamo vassali mei non est homo meus」という言葉によく表わされている。このような分轄化傾向は、交通機関の未発達と、商品経済の未成熟とあいまって、いちじるしい分権・多元的な支配体制を形成させた。分裂分権的支配は、フランスがその典型であり、イギリスは、王の権力の強い集権的封建制と呼ばれる例外形態を示していた。

しかし、上述のような古典的莊園制を基礎とする社会は、十三世紀以降、遠融地貿易を介する商品交換経済の発達により動搖をきたすようになった。自給自足を主とする実物経済が、貨幣経済へと転換していく。各地に都市が勃興し、地代形態も貨幣地代へと変化していく。この地代金納化と賦役金納化は、物価変動にさらされ、これに主として依拠する領主層の力を弱めた。これに加えて、共同体規制の寛和は、農民層の身分的自由化 *Bauernbefreiung, manumissio* と富裕化をもたらし、彼等の身分的自覚を促し、農民の領主への対抗意識を生んだ。⁽²²⁾

十四世紀から十五世紀にかけての、農業生産力の低下（開発地域の限界）・農村人口の激減（ペストの大流行）・貨幣価値の下落（貨幣悪鑄）は、領主経済に立脚する封建支配体制に甚大な動搖をもたらした《*crise générale de la féodalité* 封建制の危機》。領主層は、危機への対応を、農民への強圧的な収奪の強化でしのびとした《*feudal*

reaction 封建反動⁽²³⁾。ここに、各地に大きな農民一揆が頻発した。一三五八年フランスのジャクリーの暴動、一三八一年のイギリス農民一揆、すこし遅れて、一五二四年ドイツ農民戦争は、その代表的なものである。領主と農民の対立は激化し、領主層の不安と動搖は、大きく、支配体制をぐらつかせた。⁽²⁴⁾

しかし、この領主制の動搖は、王権にとって有利に働いた。都市の経済的発展と富農層の出現は、王権拡大の財政的基盤となつた。なぜなら、都市ブルジョアジーは、彼等の経済活動には、狭い封建的割拠制よりは、王権による広い一円的支配体制の確立（広域市場圏）と、国内の安定と平和こそが望ましかつた。富農層にとっては、領主支配に服するよりは、王の直接保護下に入ることによる村落自治権獲得こそが望ましく、彼らはそのために、王への直接納税の方を好んだ。王の全人民への課税は、盛時封建制時代にみられるような、非常時の臨時・間歇的なるものから、この時代には、恒常的なものへとなつた。それに伴い、王権の租税体系も徐々に確立されつつあつた。この全国的な徴税制度の導入による王権財政の確立こそが、官僚制と常備軍を整備させ、封建諸侯を圧倒して絶対王政への道を開く主要要因であつた。王の課税問題は、貴族層と王権が、最もするどく対立した点である。そして、王権にとってさらには有利であつたのは、この時期の十字軍・百年戦争・バラ戦争等の外征や内乱の継続は、領主層の総体的な没落を帰括した。それぞれの国において、戦乱の後に成立した王権は、没落貴族の所領を没収して飛躍的に増大した領地を持ち圧倒的な力をもつ存在に変貌していた。王領の著しい拡大の典型的な姿は、フランス王権において認められる。

このような王権の強大化過程と、弱体化しつつある領主層の間に、一時的な政治的勢力バランスの時代が生まれた。貴族には、かつてのような王権に対抗する大貴族の姿は消えた。貴族層は、彼等が一団となつて王権に制限を加える姿へと後退していく。ここに王権・貴族・都市商業ブルジョアジーを、支配体制の柱とする国家構造が認められる。

これを等族国家（フランスでは、制限王制）と呼ぶ。王権は、強大化したとはいえ、いまだ独力・専断的な政策実行は出来得ず、王の重大政策決定（戦争などの外交上の重要決定や国王課税権行使 etc）には、人民各層の同意を得なければならなかつた。ここに王のための合意調達機関としての身分制議会（主として二類型——院制と三部会制がある）が形成され、機能した。⁽²⁵⁾この議会は、王権が圧倒的に強大化した絶対王制期には、開かれなくなつた。（イギリスでは、絶対王政期にも、議会は重要な働きをしていたという例外形態があるが、しかしこれとても「順従議会」と呼ばれて、王権に従属していた。）

弱体化したとはいえる領主層の力は、絶対王政期といえどもあなどれなかつた。議会や高等法院に依拠して王権に对抗した。王権は、これらの反抗にたびたび悩まされていたし、王権こそが最大の封建領主的性格を持つ存在であるゆえに、この領主制の最終的な掲棄は不可能であつた。これは、市民革命を待たねばならなかつた。

なほ、弱体化した領主層のその後の生き方に、イギリスとフランスで大きな相違が認められる。フランスでは、領主層は、領地を離れ、国王の下での宫廷貴族化が顕著であり、高級上層聖職者（修道院長・司教座）は、すべて貴族に独占された。司教・大司教は身入りがよく、パリで、きわめて豪勢にくらしていた。⁽²⁶⁾フランス貴族階級は、人民から遊離し、非合理な特権階級化が認められる。他方、イギリスでは、貴族は領地で暮すことが好まれ、又、子弟を高等教育（大学・法学院）を受けさせることが、優先させられた。教育程度の差が、貴族と平民の差を象徴すると考えられていた。貴族は、富裕農民層やブルジョアジーと併に、積極的に政治に参加した（Noble Obligation）。貴族の主体は、小貴族であり、他の社会階層間の流動性が非常に高かつたことが言われている。⁽²⁷⁾このような二つの国の貴族層のあり方が、市民革命やその後の貴族制の存続に大きな違いを生じさせた要因であると考えられる。

以上のように、私は、王権が自己権力の拡大のために対決しなければならなかつた、三つの主要な既存伝統勢力について概略した。ここで認められることは、これら三つの勢力と王権の対抗と軋轢こそが、まさに中世末から近代初頭にかけての政治史と政治思想史を生みだす酵母であること。又、この時代の一貫した特徴は、王権の拡大・強化であり、王を担い手とする近代的国家権力形成への胎動である。

王権（Regnum）の発達 ならば、この王権の強化・拡大を与えたものが何か、それがどう展開して絶対王政が成立したかを考えてみれば、次のようになるのではないか。

王は、中世封建制の時代において、微小な一封建領主になり下り、巨大封建諸侯の内に埋没する姿を呈していた。しかし、このことは、王権の独自で最高の超越的権威の喪失ではなかつた。ことに呪術面・儀礼面での、彼の地位に随伴する最高的絶対性や神秘性は、保持された。⁽²⁸⁾ 王権には人々の精神の結集点としての役割をもち、それが期待された。国内が乱れる時、それを收拾すべき存在、平和と安全の体現者として嘱望された。このことは、王権の拡大・強化に非常に役立つた。

封建制社会とは、私的な対立と衝突が武力を用い、大規模になり容い社会であつた。なぜなら、この社会では、物理的暴力手段が私的に所有され行使されていた。人は、自己の権利が侵害された際、その救済を法廷外で、しかも私的な実力行使、Fehde という自力救済 Selbsthilfe が認められている社会、さらに言えば、不法に対し實力で反抗することが義務であると考えられた社会であつた。⁽²⁹⁾ よって、この社会は、「軍事的社會」・「恒常的戰爭狀態」（堀米庸二）⁽³⁰⁾ と呼び得るものであつた。これでは、容易に武力行使がなされ、しかも、その社会の政治的結合が、人的結合 Personenverbands により結びつけられている結果として、個々の私的な対立が、臣従的連鎖を介して、大規模

な対立へと転化した。これでは、社会秩序と安定にとつて非常なる脅威かつ混乱要因であった。よつてこの実力行使を破棄させ、平和の維持が、中世の混乱から立ちなおつた社会にとつてぜひとも必要なことであつた。これが王権に求められた。⁽³²⁾この平和を目指す運動は、まず教会により行なわれ、有名なものとしては、「神の平和・神の休戦 Gottesfriedensbewegung」と呼ばれている。このような平和や秩序保持への気運は、王権強化を促進した。このフェーデ克服過程に、王権＝国家権力強化の有力な要因であることを、はじめて指摘されたのが、堀米庸三教授である。教授によれば、旧来の伝統的裁判権においては、検察機能を欠いた当事者主義をとり、自発的には機能しなかつた。しかし、フェーデ克服を確実で迅速に行うためには、職権による裁判権の発動を認めたこと、そして、又、裁判権において、国王の最高裁判権を回復・確立へと向わしめた。⁽³³⁾ここに領主裁判権を奪取し、国王に裁判権を集中させる一步を認めることは、中世において、政治権力が裁判権力として機能していた実状を鑑みると、王権強化の有力要因である。と述べられている。

さらに、王権強化の要因としては、非常事態＝戦争や内乱の頻発が挙げられる。中世末から近代初頭にかけて、領土の争奪のために国内・国外をとわず、戦争・内乱が続発していた。王権は、それを收拾すべく、特に、外国軍の侵入などに際しては、国土回復のために、愛国心の高揚を背景に、王はその抵抗と国土統一のシンボルとして、大きくクローズアップされてきた。百年戦争（一三三七～一四五三）におけるフランス王権の強化や、イベリア半島での国土再征服運動に乗ずるアラゴン・カスティーラ王国は、この例である。内乱の後に、一段と王権の強化をみたのは、バラ戦争（一四五五～一四八五）を收拾したイギリスのチューダー王権が、その代表例である。

戦争や内乱の克服過程は、王領の飛躍的な増大と、軍事政策の有効迅速な遂行のために王権の元へ強大な権限が賦

与されるようになつた。」のような戦時の例外的権力 *Pouvoir Exceptionnels* が、平時においても継続し、これにより王権が強化された。

「」のように王権の拡大・強化は、人々の声望を担い、さきに領主制の「」で述べたような社会経済史の底流に支えられてなされてきた。しかしながら強化する王権は、自己権力強化を、一方的な武断的方法に依存するのではなく、あくまでも伝統的・正統的であると考えられる手段を用い、自己方途の正当性を弁証し、長い時間をかけて行なうという形態をとつた。」の例示として、フランスでの王領拡大過程をみれば、貴族の所領の没収は、王の封土に対する封建法上の権利行使という形態で行なわれた。それは封臣の誠実破棄行為 *Félonie* に対する封地の没収 *Commise du Fief*、相続人なしに死亡した封臣の封地回収する権利 *Droit de Deshérence*、封地の譲渡における買戻権 *Retrait Féodal* の行使等を主とするものである。⁽³⁴⁾

王権は、自己の政権を、正統で法に適つた王制 *Monarchie Legitime* であつて、専制王制 *Monarchie Arbitraire* ではないと主張した。」の主張は、絶対王政期にもたえず言われたりふである。

ならば、「」のように強化されつゝある王権が、利用・援用した観念や思想はどんなものが考えられるか。それは、大き～～のものがある。

(イ) ローマ法上の皇帝権

王は、外部・内部の如何なるものにも抑制されない絶対包括的な全権をもつ。彼の地位は、神から直接に啓せられたもの。（ローマ市民法学者 *Legiste* の活躍）

(ロ) ゲルマン法観念の人民主権論

権力の由来を人民に求め、主権者たる自由民全体の共同体から権力者は、選ばれる。支配者は、人民全体の福祉と安全を確保するために、人民から権力を委任された存在である。王権を人民主権から演繹する。

(iv) アリストテレス政治学

十三世紀に復活したアリストテレスの思想を、王権支配の正統化のために用いる。国家は、人間の墮落状態の矯正のために神から与えられたもの（アウグスティヌス）ではなく、人間自然の必然的発生物として国家が発生する。下から家族→村落→共同体→国家という発生起源を説く。

これら三つの要素を組み合わせ、世俗権の独自の意義を説き、テオクラシーにするべく対立して政治理論を作つたのが、パドゥア・マルシリウス（C一二八〇～一三四一・三）であった。彼の著作『平和の擁護者 Defensor Pacis』⁽³⁵⁾ こそは、C・H・マキィルヴィンの「教会を世俗に関連したい」といの事項において国家の一部とみなす最初の本である⁽³⁶⁾ という言葉に示されているとおり、中世の伝統的政治思考を一大転換させるものを含んでいた。我々は、「ここに、オッカムのウイリアム（C一二〇〇～四九／五〇）の古典的テオクラシー拒否論などとともに、政治思想上、一つの非常に重要な転換点を論ずる」という問題に到達した。それは、アウグスティヌス・トマス的なキリスト教国家論から、マルシリウス・オッカム的な新しい世俗的国家論形成の問題である。私は、この問題は、重要かつ詳細な記述を要求すると思われる所以、残念ながらここでは省略し別稿で論じてみたい。

かくの如く、既存の観念や思想を自己本意的に導入することにより、王権は自己を正統化し強化した。王権は、それが最もするべく対立した教皇制に似せて、自己の権力を作り上げていったことは、たいへん興味深い。

王権は、公共の福祉 *Utilitas Publica* を確保し、正義 *Iustitia* を実現するために存在し、強化されなければならぬと主張した。このことは、とりもなおさず、外からのテオクラシーを標榜する教皇権の介入を排除し、国内に深く根をはる教会勢力を自己の支配下に組み入れ、領主層の執拗な反抗を鎮圧し、王国内の統一と安定を確立することであった。王は、領主層が持っていた局地支配のための諸特権をとり上げ、その力をそいだ。王国内の全警察権と軍事権を把握し、最後に自由な立法権を導びき出した。よって、王に王の下に、立法・司法・行政の全権が集中し、絶対的支配者の権力、絶対王政の形成がなされた。

なお、絶対王政とは、従来應々にして主張されてきたような、あらゆるものに拘束されない、專制的・恣意的支配ではない。王は、自己の正当性の主張に認められるように、高次の法観念 (*Lex Naturalis*・*Lex Divina*)・伝統的な慣習に従うこと、特に正義の観念に深く拘束されていた。これらを破る」とは、僭主 *Tyrant* であるとされ、これに反抗する」とは正当であるとされた。中世的な反抗権思想は、この時代も生きていた。そして、テオクラシーへの対抗上主張された、王権の人民主権的な基礎づけは、公共の福祉や正義から逸脱した行為をなす王は、暴君 *Despot* とされ、それに反抗する」との根拠となつた (*Monarchomachi*, *Tyrannicide* 暴君放伐論)。これらの考え方が、後に、社会契約論・反抗権理論へと、つながり J・ロック等の偉大な近代啓蒙思想の開花の素地となる。

」のように絶対王政は、二つの面、絶対的な面と拘束されている面の両面を持つていた。王の政策が、これらのいずれの面が強調されるか、彼が如何に国威を発揚するかによつて、名君・悪君の区別がなされた。

絶対化された王権は、A・M・ホカートの「王の地位は、単なる貴族階級の一つである」とをやめて、唯一輝く地位となつた」⁽³⁸⁾であり、「王が最も王らしい」（成瀬治）存在となつた。彼の地位は、王権神授説 *Divine Right of*

Kings で護符され、王の神秘的な力《王の手は、病をなおす力がある》が信じられ、そのための儀式が、スチュワード王権やブルボン王権期にさかんに挙行された。⁽³⁹⁾ 王と臣下との絶対的な人間的資質の差異が強調された。

王が神にみまがう地位に就き、そのような尊敬を受け、それを支える実力をつけることは、王権と教会の関係にも、旧来とは反対の教説がされることになった。教会は、王権の支配に服すべき従属物であるとされた。王こそが国内のあらゆる事項に対し至上権を持ち、自己の意志に従って自由に处分し得る存在である。教会は、王の命令・管理の下にあるべきだと説いた。この教説は、フランスでは十四世紀のフィリップ美麗王対ボニファティウス八世の対立に由来する長い闘争過程に形作られ、十七世紀に明瞭な教説となるガリカニズム Gallicanism と呼ばれるものである。

フランスは、歴史上最も早く、公然と国王の教皇よりの優位が唱えられた国であった。教会大分裂 Great Schism の時代（一三七八—一四一七年）、教皇の地位が、キリスト教徒の全体会議により改変しうること、この会議が宗教上の最高権を持つことを唱える公会議主義 Conciliarism (Episcopalianism 司教主義) が、広く支持された国であった。フランス王権が、国内の教会を完全に自己の手におさめる契機となつたのが、一五一六年教皇レオ十世とフランソワ一世のボローニア政教協約によつてである。これにより王権は、国内の高級聖職者の委命権を得た。よつて膨大な教会領が王権の支配下に入り、その財政的權益は、はかりしれなかつた。⁽⁴⁰⁾

宗教改革の過程は、あらゆる国において、王権と教会の関係に逆転をもたらした。イギリスでは、ヘンリー八世の国王至上法（一五三四年）の制定に、これが表わされてゐる。この法律では、国王がイギリス教会における唯一最高の首長 only supreme head in earth of the England called Anglicana Ecclesia であること、宗教上の誤謬・異端および悪幣を改革匡正する権限を国王にのみ認めている。そして訴訟のローマへの上訴を禁止した。これらを介し

てイギリス教会のローマカトリック教会からの完全な独立と国王の至上権の確立が目ざされた。⁽⁴²⁾ メアリーの反動と血みどろの宗教抗争を経て、エリザベス一世によるイギリス国教会 Anglican Church の確立となる。そしてドイツでは、宗教改革の進歩性は、時代と共に、旧守的・体制的なものへと後退していった。それは、ルターの初期の既存秩序への反抗、人々の解放などの開明性が、農民戦争を媒介にして「既存秩序の擁護、保存、それへの人々の束縛」へと後退していく。彼の態度変化と軌を同じくする。領邦君主による宗教（プロテスタンティズム）の自己権力への包摂と臣民への強制は、宗教が国家統合と忠誠を引き出すための手段として利用された。領邦教会制の確立は、政治権力による宗教権力の癒着＝従属化を、制度化した。（それは、E・トレルチの「プロテスタンティズムは階層制と法的な上下秩序を廃止した結果、国家と宗教を峻別する理論をもつていたにもかかわらず、現実にはその全体系はカトリシズムよりもはるかに大きく国家に依存するようになった」言葉に示されるとおりである。）プロテスタンティズムは、王権君主を聖化するものとなつた。プロイセンにおける一定の宗教の寛容な態度の内にも、宗教に対する政治権力の絶対的な優越性を見出す。⁽⁴³⁾ 又、これら新教国と同じように、旧教国（スペイン）でも政治権力の宗教権力に対する優位が作られた。教会組織は、王権の従属物となり、王権を高めるために有効に働くものとなつた。

教会と国家の上に立つ支配権力としての絶対王政は、イベリア半島の王権に最初の明瞭な姿を認めることができる。

この地の王権は、十五世紀グラナダ占領が終わるまでの長いイスラム教徒のイベリア半島からの押し出し運動＝レコンキスタ（Reconquista 國土回復運動）に、随伴して強大化してきた。特にカスティーリャ王国では、ファン二世（一四〇六—五四）の治世に、絶対王政の支配論が形作られた。⁽⁴⁴⁾ この理論は、一二六〇年代に、ローマ法の強い影響

の元に編集された『七部法典 Siete Partidas』から、多くを引き出している。この理論によれば、王は現世のすべての支配者であり、神により直接権力授与された存在＝神の代理人である。王は法に拘束されない。法を超越した存在である。王は、自己の意志を法形式において施行する権限をもつ絶対者である。これらの教説により王権は、自己の地位をイデオロギー的に強化した。更に王権は、国内の所領の圧倒的部分を直轄地としたこと⁽⁴⁷⁾、貴族層の同意なく徵税することを認めさせたことなどにより、王権の財政的基盤を固めた。ファンニ世の施策は、彼の娘イザベラ女王（在位一四七四—一五〇四年）に、引き継れた。彼女とアラゴン王フォル NANDO II 世との結婚による共同統治は、スペイン王国の統一と強大化の礎を築き、絶対王権の強盛化を導き出した。それが次くパプスブルク家の高名な王、カルロス一世（在位一五一六—五六）、フェリペニ世（在位一五五六—九八）のスペイン絶対主義の黄金期と、彼らによるヨーロッパでの「スペイン優位」時代を現出させた。⁽⁴⁸⁾

イギリスでは、一四八五年ヘンリー七世によりイギリス史上最も陰惨な内乱バラ戦争が終局させられ、テューダー王朝の絶対王政が作られてくる。フランスでは、カペー朝の微小な領主的地位からの王権の強化＝王領の拡大が進められ、ヴァロワ朝（一三三八—一四九八）、オルレアン朝（一四九八—一五八九）を通して、一貫して王権の強化努力が認められる。一五六二—一九八年の大流血の宗教内乱（ユグノー戦争）をへて、ついに、一五八九年アンリ四世の即位によりブルボン王朝が始まった。長い時間ののち、ここに絶対王政の一典型ブルボン絶対王政の形成となる。ドイツでは、プロイセンが三十年戦争の後遺症の内より、領邦君主国家として頭角を顯わす。ホーエンツォレン家のフリードリヒ・ヴィルヘルム（在位一六四〇—八八）により君主権力の絶対化の努力が本格化し、他国に較べようもない速度と確実性をもつて進められた。フリードリヒ・ヴィルヘルム一世（在位一七一三—四〇）、フリードリヒニ世

(在位一七四〇—一八六)により完成した。なほこのテューダー朝・ブルボン王朝・ボーエンツォレルン家の絶対王政の個々については、次節で詳しく検討する。

このようにして成立した絶対王政は、まさに、G・イエリネクの以下の言葉が示す意義を担つた政治体制であつた。「この君主制は、元来互いに独立的な諸領域を内面的な統一にまで結合し、封建的忠誠の偶然に左右されることのない統一的軍隊を創設し、国家的官僚制を確立し、司法の全面的に国家のもとに掌握するか少なくとも封建的裁判権力の権力を自己の監視下に置き、等族的行政を国家的行政と併立的であつた地位から著しく従属的な地位にまで低落させた。こうした封建的諸権力のすり潰しによつて君主制は意図することなく、つぎのような一大平均化をなしつづけた。すなわち幾重にも階層的な等族社会を根本的に平等な権利能力の典盤の上に立脚する市民社会へと導いたことこれである」⁽⁴⁹⁾

P・アンダーソンは、又、絶対王政の政治上の革新として以下の五つを挙げている。⁽⁵⁰⁾

(イ)常設官僚制 Permanent Bureaucracy (II)常備軍 Standing Army (III)国家徴税率 National Taxation (IV)法律法典化 Codified Law (V)統一市場形成の開始 Beginning of a Unified Market

このようなG・イエリネクやP・アンダーソンの指道を考慮に入れて、我々の主題との関係で、特に重要なと思われるもの——主権・官僚制・常備軍——をとくに取り上げその問題点を個々にほり下げて攻究してみる。

(未完)

(一) Investiture Conflict もしくは Investiture Contest であるわれわれのやうな。詳しく述べ、A・トニンガ 著『叙述任権闘争』創文社。十一世紀の教会と国家の関係についての当時の文獻として Brian Tierney, The Crisis of

Church and State 1050—1300, university of Toronto Press が、便利で良い。

(a) Harold J Berman, Law and Revolution the formation of Western legal Tradition, Harvard University press. これ
が、ハーマンは、この「教皇革命」により生まれた変革結果を、ヨーロッパ史における決定的転換点の一つとみてくる。ヨー
ロッパの法伝統に大きな変革が生まれ、ヨーロッパ独自の法伝統を作る起点となつたものとしている。彼が、特に重要な
転換点として挙げているのは、他に五つある。それは、「宗教改革 1517—1555」「イギリス革命 1640—16
八九」「アメリカ革命」「フランス革命」「ロシア革命」である。

(3) 柴田平三郎「神の主権」とは何か—中世教皇制の政治神学(1)(2)『千葉商大紀要』一五卷II号、八五～一〇八頁。同、
一五卷四号 一七～三一頁。

(4) アレクサンドル三世（在位 1159—1181）は、俗名をロラン・バンティネッリと呼ばれ、ボローニア大学の有名な教
会法学者であった。インノケンティウス三世（在位 1198—1216）は、教会法学発展の初期の最大の学者フグッチョ
のボローニア大学における弟子であった。インノケンティウス四世（在位 1193—1215）、俗名シリバルド・フィリ
スキは、著名で優秀な教会法学者として令名を馳せていた。ボニファティウス八世（在位 1194—1210）も、俗名ペネデ
イクトゥス・カエタニは、ボローニア大学で四十年近くも教会法を研究した法学博士であった。

法学者出身者が枢機卿に選ばれ、そして教皇に登位していく例の多いことからも解るように、教会制度の確立とその権
限・機構の拡大は、聖職者をして、法学的素養は必要不可欠のものとなつた。このような十二世紀以降の傾向を、「教会法
は急速に科学となり、研究分野となり、出世の道となり、教会生活において最高の重要性をもつ要素となつた」（M・D・
ノウルズ他著 上智大学中世思想研究所編訳『キリスト教史4 中世キリスト教の発展』講談社 111頁）と、述べている。
中世教会法学者の政治理論の詳細は、名著 Walter Ullmann, Medieval Papalism. Methuen & Co. LTD. を参照された
い。

(5) 正式の名称は『Concordia Discordantium 矛盾教会法令調和集』といふ。修道士ベンネス・グラティアヌスにより、過
去から受け継れ、この時代でも効力をもつ法源、つまり「聖書や使徒カノン、公会議決定、教皇令、教父文献贖罪規定集
ヨーロッパ法源などからなる教会の一般法たる効力を有する法文 capitulum 約四〇〇〇を収集したもので、過去一千年間の教
会法源の一大集成である」といわれるものである。グラティアヌスは、従来の教会法令の矛盾点を、論理整合的に解釈する
近代中央集権的国家権力形成の先駆者

方途を導入し、教会法を使う実務家に安心して、しかも容易にたよれる法令集を編纂した。淵倫彦「グラーティアヌス教会集、成立年代、編者、構成、方法について」『西洋法制史料選Ⅱ中世』創文社 三一七～三一九頁。

(6) 同書 三一七三一四頁。
(7) バートランド・ラッセル 市井三郎訳『西洋哲学史 中巻』みすず書房 一一八頁。(Bertrand Russell, A History of Western Philosophy, Vol. II, trans. by S. Ito, Muisu Shobo, 1952, p. 118.)

（8）テオクラシーを含む、中世政治思想について、私が特に良いと思う研究文献を挙げておく。

ノンケンティウス三世を評して「彼は抜目ない政治家であり、隠隠のない能力をもつて、彼は極端に法王権を確信し、キリスト者の謙遜の精神は持ちあわせなかつたひとである」（同訳書　一三八頁）

中世の政治思想 | は古典的名著で、今日も非常な啓発的な著作 Otto von Gierke, translated by Frederic William Maitland, Political Theories of the Middle Age. cambridge university press 1900. Beacon paperback 1958. (日本訳『中世の政治思想』) “ベネチア書房”の記述は、ヤーネクの論文『中世の团体 Das deutsche Genossenschaftsrecht』からの訳語である。原題は R. W. Carlyle, A. J. Carlyle. A History of Medieval Political theory in the West. VOL I-VOL VI. 1903-36. 特に VOL V と VOL VI. edited by F. J. C. Hearnshaw, The Social and Political Ideas of Some Great Medieval Thinkers, George G. Harrap, 1923. (日本訳『Barker の論文の記述』柴田平川『政治思想』) A.P. d'Entreves, The Medieval Contribution to Political Thought, oxford university press, 1939 (友田敏明 柴田平川訳『政治思想の中世の眞髄』) が、古典的名著である。同じく、トマス・ア・クワード、柴田平川訳『中世の政治思想』未来社、Walter Ullman, A History of Political thought: The Middle Ages 1965. Penguin Book (藤倉文市訳『中世の政治思想』)、M. P. - 坂口・鶴見訳『トマスクアードの政治思想』福音社、B. ハーティー・鶴見訳『中世の政治思想』始源出版 | 150-1550』慶應義塾。最近は、Edited by J. H. Burns, The Cambridge History of Medieval Political Thought c. 350-c. 1450, cambridge university press 1988. など、直接その政治思想を扱った研究は多く、政治思想の前提となる、中世の精神生垣を理解する上で不可欠な著作を必読文献である。Ernst Troeltsch, The Social Teaching of the Christian Churches, vol 1. Chicago University Press. Etienne Gilson, History of Chris-

tian Philosophy in the Middle Age, Sheed & Ward London.

(9) 『ベラト・マヌス教令集』を用ひた教令集 Decretum の研究者を Decretist と呼ぶ。十四世紀の教令集成 Decretals を研究する学者を Decretalist と呼ぶ。110の総称して、教令法学者 Canonist と呼ぶ。柴田前掲論文(2) 11〇頁。

(10) 教皇制を中心とする中世教会制度について、M. D. ノウルズの前掲訳書、R. W. Southern, Western Society and the Church in the Middle Ages, penguin book. B. キュマン 橋口倫介訳『中世教会史』『中世末期教会史』カトリック全書 ル・・ペリ社 石原謙『中世キリスト教研究』岩波書店等を参照した。

(11) オットー・ギールケ、ダオルク・イヒリネクの研究に刺激された研究者達にまずは、その視点からの研究が詔められる。中世カトリック教会の教会職員による厳格で合理的な組織運営を、M. ヴィーバーは、「カトリック教会のもう一つの特性」を再発見されたようだ——「合理的な『アントショタルト的』な性格」と呼び、その近代的性格を評している。(世良晃志郎訳『法社会学』創文社、115頁)。教皇制の中世教会と近代国家の類似性を、明確に提示したのが、F. W. メートラン・ベーマン (Harold J. Berman. op cit p. p. 113-115)。F. N. Figgis, Studies of Political Thought from Gerson to Grotius 1414-1625, cambridge university press. 1907, AMS edition. p. 4. も参考指摘しておこう。

(12) Walter Ullman, op. cit. pp. 32-38. (前掲訳書117~1111頁)

(13) G. イ・ハネク 芦部信輔 阿部照哉他訳『一般国家学』学陽書房 116〇頁。

(14) ベンツル因世のトーテンカノッサ事件の主役であり数多くの文献があり、あまりにも有名なので省略する。フリードリッヒ・バルバロッサは、ドイツ史を学ぶ人にとってはあまりにも有名な皇帝であり、ドイツ語文献は数多く存在するが、我国では研究は少ない。G. ブラクラフ 前川貞次郎 兼岩正夫 共訳「フリードリッヒ・バルバロッサと十二世紀」『転換期の歴史』社会思想社 119~153頁。西川洋一「十二世紀ドイツ帝国国制に関する一試論——フリードリッヒ・バルバロッサの政策を中心にして——」『國家学会雑誌』九四卷五・六号、1~63頁、同九五卷1・1号1~58頁。フリードリッヒ四世の治世の評価が述べられてる。フリードリッヒ一世のトーテンカノッサ事件、バートランンド・ラッセルの前掲訳書にたくん興味深い記述がある。139~141頁。ブルクハルトの前掲訳書、64~66頁。

(15) 堀米庸三『西洋中世世界の崩壊』岩波全書115~1111頁。

(16) カール五世が、父方母方の遺産を受け継ぎだりより生まれた。父方から、ブルグンド公領の相続人として、当時のヨーロッパ経済の中心地ネーベルラントとオーストリアを、母方からは、海外に広大な植民地を持つスペインとイタリアのシチリトをもつて受けた。一五一年祖父マクシミリアンの死去により、皇帝位についた。

(17) Frances A. Yates, *Astraea*, penguin book, pp. 20-27. (西沢龍生・正木晃訳『星の処女神 ハリザグス女王』東海大学出版会 四六～五六頁)

F・イ・イ・イ・は、カール五世を評して、以下のように述べる。

“The position of Charles as the most powerful and significant emperor since Frederick II raised again the hope-
Emperor situation of Frederick's time, though in a modified and modernized form.”

(18) Ibid. p. 1-28.

(19) 上原専禄「封建制度概念の多様性」『歴史学序説』大明堂 二二七八～二三〇三一頁。

我々が現代に用いる封建制概念についての古典的定式をなした研究には、以下のようないくつかの名著がある。O・ランシウ
阿部謹也訳『封建制の本質と拡大』未来社。マルク・ブロッサム新村猛・森岡敬一郎他共訳『封建社会』みやま書房。F・
L・ガンベホーフ 森岡敬一郎訳『封建制度』慶應通信 (translated by Philip Grierson, Feudalism, Harper & Row pa-
perback)

(20) 詳しきは、堀米庸三『ヨーロッパ中世世界の構造』岩波書店。 (ノルヒ) 「封建制の最盛期とは何か」と「中世国家の構
造」の二論文)、世良晃志郎『封建制社会の法的構造』創文社。以上二つの画期的名著を、参照されたい。社会経済史的分
析では、通史の増田四郎・宮下孝吉・高村象平・小松芳喬・五島茂『西洋経済史上巻』有斐閣 七一～一〇九頁。増田四
郎『西洋経済史概論』春秋社 六七～八一頁、八七～九七頁。中世経済を扱つてゐる章を参照された。

(21) M・ブロッサム 渡辺国広訳『領地制史論』慶應通信 六三～九四頁。宇野弘藏編『経済学 上巻』角川全書 二九～三七
頁。

(22) 増田四郎 前掲書 九七～一〇六頁。イギリス・フランス、ドイツにおける農村経済の変質過程を、簡潔にあばらし記
述をしてゐる。

(23) R・H・ヒルトン 吉田静一・武居良明訳『封建制の一般的危機』『封建制の危機』未来社 二二～二二一頁。

(24) F・リュトゲ 中村賢二郎訳『社会経済史における十四・五世紀』未来社 参照。

(25) O・ヒンツィ 成瀬治訳『身分制議会の起源と発展』創文社、F・W・マートラント 小山貞夫訳『イギリスの初期議会』を参照されたい。ヒンツィの研究は、身分制議会を、二院制と三部会制の二大類型に別け、ヨーロッパ各地に存在した身分制議会を比較研究している。マートラントの研究は、イギリスの議会制は、それが発生時において国王のためのものであり、人民のためではなかったことを明証している。これらの研究は、今も非常に啓発的なものである。

(26) アンリ・ヤー 富崎洋訳『フランスの社会構造』法政大学出版 六五～七二頁。

(27) Reinhard Bendix, King or People. University of California press, paperback p. p. 200-217.

(28) 世良晃志郎 前掲書 一〇八～一一五頁。ケルマン時代からカロリンガ朝、十二世紀までの王権のあり方を考察している。王権の超越的性格について指摘している。だが、中世王権の呪術的・神秘的な力の保有者としての姿を、民衆意識の内に解明した古典的名著として、Marc Block, Les Rois thaumaturges: Etude sur le caractère surnaturel attribué à la puissance royale particulièrement en France et en Angleterre. 1924 がある。

(29) ニのよほど、中世では、自由人が自己の権利を守るために、法廷外で実力をもって回復するが如き、中世人の基本的権利であった。ニのような中世自由人のあり方を、近代国家の主権のあり方との類似から、堀米庸三教授は、「主権的個人」と呼んでいる。堀米庸三注十四の前掲書 一六～一九頁。

(30) 堀米庸三 同書 一八頁。

(31) 中世国家の特色は、それが人的支配 Personenherrschaft に基づくものであり、近代国家が領域支配 Gebietsherrschaft に基づくもの、そこに最大の差異があると言ふ。ニの考え方は、テオドール・マイヤーの著明な研究がある。ニの研究を我が国の学界に紹介した堀米庸三教授（「テオドール・マイヤーの『独立近代国家成立論』について」『史学難論』五一巻の一三九～一四七頁）は、前に述べたことを、次のように述べておられる。

「中世国家と近代国家の本質的差異とは何か」とハーリヒである。マイヤーは前者を personenverbandstaat 後者を Flach-enstaat みなす。「中世独立国家は一個の Volksstaat である、それは必ず第一に領域 Gebiet に対する支配に基かず本源的な個別の権利 “ursprüngliche u. eigene Rechte” をおもに国家内に組入れられて居る人々及び団体 (Personen u. Personenverband) に対する支配に基くのである」（一四一～一四二頁）。

中世における国家のあり方・国家がそもそも存在したのかの論争＝中世国家論争の詳細は、堀米庸三前掲書注110 五六三六頁を、参照されたい。

(32) 堀米庸三、前記の諸著の論文での記述。B・テップラー 渡辺治雄訳『民衆と教会』創文社に詳しい。堀米教授の「」の運動の意義についての指摘と、これ以降の研究の変遷は、B・テップラーの訳書で、渡辺教授のあとがきに、簡単に紹介されてしまう。

(33) 堀米庸三「中世後期における国家権力の形成」注110の前掲書 1110～1160頁。

(34) 野田良之『フランベ法概論上巻(2)』有斐閣 1196頁。

(35) Marsilius of Padua, translation and Introduction by Alen Gewirth, *Defensor Pacis*, university of Toronto press, paperback reprinted 1986. 野見山溫訳「平和の擁護者」『福岡大学法学論叢』第七卷第1・11節伊弉諾。第九卷1・11節伊弉諾
伊弉諾ドリ 第一編 第11編七章までの訳が掲載されている。

(36) Charles Howard Melfwain, *The Growth of Political thought in the West, from the Greeks to the end of the Middle Ages*, the Macmillan company. p. 313.

(37) オッカムの政治思想についても、注(36)のオッカムの項に詳しい。研究書としてA. S. McGrade *The Political thought of William Ockham*, cambridge. 1974. が良い。

(38) A・M・ホカート 和本和也訳『王権』人文書院 五1～五11頁。

(39) 王権神授説の内味については、何ら新しい内容はない。王=神=太陽という考え方は、歴史的に見ても古くから、世界のいたる所（古代ヒシエト・イン・中国・日本等々）に認められる思考様式である。「」のことは、A・M・ホカートの比較民族学研究（橋本和也訳『王権』人文書院）で示されてくる。「」の時代に、政治支配のために理論体系化されたことは新しい。しかし、「」の時代にこの考え方方が高唱されたことは、この観念への人々の疑問、ぐらつきの証差である。あまりにも広く深く人々に受け入れられている考えは、その時期には、体系化・教義化は不用である→「“ネルヴァの梶”（ケル）。」の意味から言へても、十七世紀に「」の觀念が体系化・明示化されたことは、ホカートの「」ればいわば瀕死の者の努力であった。そしてすべての瀕死の努力の如く、非現実的で誇張的表現と「」の特徴を持つ「」回訳書二六頁とこう指適は、正しく問題点を持つことである。

王権神授説について、John Neville Figgis, *The Divine Right of King* を参照されたい。

- (40) ハレイザー 永橋卓介訳『サイキス・タスク』岩波文庫 二九〇頁。A. M. ホカート 前掲記書 五一～五四頁。
- (41) ハメルジン・マルティモール 朝倉剛・羽賀賢二訳『ガリカリスマ——フランクにおける國家と教会——』文庫クセジル
- (42) 大野真弓「八世の国王至上法」『イギリス絶対主義の権力構造』東大出版 二八五～四〇五頁。
- (43) 阪本仁作「ルター政治思想研究序論」『法と政治』十一卷二号 二三三頁。この論文は、ルター像の多面性について、彼の政治思想を詔書大家（ヘルナック・トルチ・ゾーム等々）の分析を紹介するに通じて、開示している。ルター思想の本質的なものは何かを検討してい。
- (44) E. トルチ『トルチ著作集9 プロテスタンティズムと近代世界II』ハルダン社、二六一頁。
- (45) 有賀弘『宗教改革とドイツ政治思想』東大出版 特に「第四章領邦国家の支配原理」一八五～二三九頁。
- (46) A. Mackay, *Spain in the Middle Age, new studies in Medieval History, macmillan education.* pp. 133-142.
たゞ、『七部法典』の成立過程とやれの中世法における歴史的意義について、先の『西洋法制史料選II 中世』創文社一五四～一六四頁を参照された。
- (47) カステイーリア王国において、一四八七—九四年の頃には、領土の約五〇%近くが国王直轄領であり、王は巨大な大領主であった。そして、国土課税の重い負担は、農民を悲惨な状態に落し込んだ。井上幸治「ペペイン絶対主義」『岩波講座 世界歴史15』二五～二六頁。
- (48) 同論文 二五～四七頁。ペペイン絶対王政の黄金期の社会・経済分析がなされてい。この時期（カルロス一世・フィリペ二世）、ペペイン王国における下層貧民の風俗を、たいへん興味深く描いているのが、十六世紀中頃の作でありそれが、悪漢小説の先駆といわれる『ハサリーリー・ド・トルメスの生涯』（余田由訳 岩波文庫）である。これは、当時、世界最強国を誇り、黄金期を迎えたスペイン王国の影の部分、戦争と経済危機に打ちひしがれながらたくましく生きる貧民の生活を、おもあわせ見せてくれる作品である。
- (49) G. ハリネク 前掲記書 二六四頁。
- (50) Perry Anderson, *Lineages of the Absolutist state, verso edition paperback*, p. 17.